

1 重要な会計方針

【有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法】

(1) 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2) 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

【有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法】

(1) 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

(2) 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

【有形固定資産等の減価償却の方法】

(1) 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 9 年～60 年

物品 2 年～20 年

浮標等 20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(3) リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

※ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固

定資産の 取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

【引当金の計上基準及び算定方法】

(1) 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

(2) 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

(3) 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当及びそれらに係わる法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

【リース取引の処理方法】

(1) ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(2) オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

【資金収支計算書における資金の範囲】

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

【その他財務書類作成のための基本となる重要な事項】

(1) 物品の計上基準

取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

(2) 資本的支出と修繕費の区分基準

原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

【会計方針の変更】

該当なし

【表示方法の変更】

該当なし

【全体資金収支計算書における資金の範囲の変更】

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

舞鶴市下水道事業会計は、平成 29 年度をもって公営企業会計に移行します。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

係争中の訴訟等はありません。

5 追加情報

連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
駐車場事業	特別会計	全部連結	—
貯木事業	特別会計	全部連結	—
舞鶴市土地開発公社	第三セクター	全部連結	—
(一財) 舞鶴地域医療連携機構※	第三セクター	全部連結	—
(公社) 舞鶴市花と緑の公社	第三セクター	全部連結	—
(一財) 舞鶴勤労者福祉センター協議会	第三セクター	全部連結	—
(公社) 舞鶴市文化事業団	第三セクター	全部連結	—

京都府自治会館管理組合	広域連合	比例連結	5.7%
京都府住宅新築資金等貸付管理組合等	広域連合	比例連結	2.61%
京都府後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.6%
京都地方税機構	広域連合	比例連結	2.53%

※平成28年12月20日で清算終了

地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手している舞鶴市下水道事業特別会計については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における繰出金等が内部相殺されていません。